

茨木市住居における物品の堆積による不良な状態を解消するための 支援連絡会設置要綱

(設置)

第1 建物等における物品の堆積による不良な状態を解消するため、関係課及び関係機関の密接な連携及び協力により支援策の検討を行い、もって市民の安全で安心な生活環境を確保することを目的に、茨木市住居における物品の堆積による不良な状態を解消するための支援連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物等 本市の区域内に存する市民が居住する建物（共同住宅その他これに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあっては、居住の用に供する各部分及び当該各部分の周辺の共用部分）及びその周辺の土地をいう。
- (2) 不良な状態 建物等における物品の堆積により、悪臭若しくはねずみ、はえその他の衛生上有害な生物が発生し、又は火災が発生するおそれがある等、当該物品が堆積している場所の周辺的生活環境が著しく損なわれている状態をいう。
- (3) 要支援者 不良な状態を発生させている者であって、疾病、障害その他の理由により不良な状態の解消を自ら行うことができず、その状態を解消するための支援を要するものをいう。

(所掌事務)

第3 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要支援者に係る不良な状態の解消のための情報の共有に関すること。
- (2) 要支援者に係る不良な状態の解消のための協議及び連携に関すること。
- (3) 要支援者に対する不良な状態の解消のための支援策の検討に関すること。
- (4) その他不良な状態の解消に関すること。

(組織)

第4 連絡会は、別表第1に掲げる部の長及び理事（別表第2に掲げる課の事務を担当する理事に限る。第6第2項において同じ。）の職にある者並びに別表第2に掲げる課に属する職員をもって組織する。

(会長等)

第5 連絡会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長はくらし産業環境部長の職にある者を、副会長は福祉部長の職にある者をもって充てる。

- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(連絡会議)

第6 連絡会に、総括的事項について検討するため、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議の構成員は、別表第1に掲げる部の長及び理事の職にある者並びに別表第2に掲げる課の長の職にある者とする。
- 3 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ケース検討会議)

第7 連絡会に、次に掲げる事項について検討するため、必要に応じてケース検討会議を置く。

- (1) 個別事象の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別事象における要支援者に対する支援策に関すること。
- (3) 個別事象における役割分担に関すること。
- 2 ケース検討会議の構成員は、別表第2に掲げる課のうち会長が指定したものから推薦された者とする。
- 3 ケース検討会議に座長を置き、前項に規定する構成員のうちから会長が指名した者をもって充てる。
- 4 ケース検討会議は、座長が招集し、その議長となる。
- 5 座長が必要と認めたときは、関係機関の職員等構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 連絡会の庶務は、くらし産業環境部において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、連絡会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第 1

福祉部　くらし産業環境部

別表第 2

地域コミュニティ課　地域福祉課　長寿政策課　生活福祉課　障害福祉課　子育て支援課　市民生活相談課　環境政策課　環境事業課　居住政策課　消防本部予防課
